

令和4年1月5日

リサイクル燃料貯蔵株式会社

【相談事項】 電気設備に関する設工認変更申請について

令和3年8月20日認可の設工認（分割第1回）において、電源車1台（予備1）の認可を得た。なお、電源車1台は既に購入済みであり、1台の追加購入を予定していた。

追加購入分については、既電源車と同仕様のを調達すべくメーカーと仕様の調整を行っていたが、既電源車と同仕様のを調達ができないことが判明した。

既電源車と追加購入分は別紙に示す仕様の相違があり、設工認（分割第1回）で認可された電源車および軽油貯蔵タンク（地下式）の要目表、添付書類について記載の変更が発生する。このため、設工認（分割第1回）の変更申請をさせて頂きたいため、ご相談させて頂きたい。

以上

【仕様の相違】・燃料消費量が多く（悪く）なる

既設電源車はMAN社製ディーゼルエンジンを搭載していたが、250kVAエンジンが製造中止となり、新規電源車には同出力のコマツ社製を電源車メーカーで選定したため、メーカーの違いにより燃料消費量が変わる(既設電源車 56L/h, 新規電源車 59 L/h)。これに伴い、燃料タンクの容量の設計確認値も変わる(既設電源車 145L 以上, 新規電源車 152 L 以上)。

なお、燃料消費量が多くなるため、軽油貯蔵タンク（地下式）1基あたりの容量の設計確認値も変更(既認可 2981L 以上 → 3132 L 以上)となる。

・燃料タンク容量が少なくなる

自動車保安基準の改正により、転倒しても燃料が漏れない強度のある燃料タンクが要求され、材料、肉厚、内部構造などが見直しとなりタンク容量（公称値）が小さくなる(既設電源車 250L, 新規電源車 235 L)。

【変更が必要な設工認（分割第1回）申請資料】

- ・ 要目表（電源車, 軽油貯蔵タンク（地下式））
- ・ 添付 16 電気設備に関する説明書
- ・ 添付 17-6 設定根拠に関する説明書（電気設備：電源車, 軽油貯蔵タンク（地下式））
- ・ 添付 19-3-4-3 電源車の構造図（新規電源車分の追加）
- ・ 添付 7-2-6 竜巻に対する電源車の固縛装置の評価方針（電源車の寸法, 見付面積）